

川崎市危機管理推進会議「新型インフルエンザ対策専門部会」設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、川崎市危機管理推進会議規程（平成16年川崎市訓令第11号）第8条第1項の規定に基づき、高病原性鳥インフルエンザの人への感染報告の増加を背景に、その流行が予測される新型インフルエンザ対策について、国が示す行動計画に基づく具体的な施策に関することを検討するため、川崎市危機管理推進会議に新型インフルエンザ対策専門部会（以下、「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項について、国が定めた行動計画の発生段階に準じて、専門的かつ具体的に検討し、その結果を推進会議に報告する。

- (1) 新型インフルエンザの発生状況に応じた体制と対策に関すること。
- (2) 市民への情報提供、相談窓口の設置に関すること。
- (3) 医療体制の検討に関すること。
- (4) 治療薬の備蓄等に関する措置
- (5) その他検討を要する事項

(組織等)

第3条 部会長は、健康福祉局保健医療部長をもって充てる。

2 部会委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

3 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

4 部会長は、必要があると認めたときは、検討する事項に関する所管部局及び関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第4条 専門部会の庶務は、総務局危機管理室及び健康福祉局健康安全室において処理する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表 専門部会委員構成

	所 属
部会長	健康福祉局保健医療部長
部会委員	総務局市民情報室長
部会委員	総務局人事部長
部会委員	総務局危機管理室長
部会委員	総合企画局自治政策部長
部会委員	市民・こども局こども本部子育て施策部長
部会委員	市民・こども局シティセールス・広報室長
部会委員	健康福祉局健康安全室長
部会委員	健康福祉局長寿社会部長
部会委員	健康福祉局障害保健福祉部長
部会委員	健康福祉局衛生研究所長
部会委員	川崎区役所保健福祉センター所長
部会委員	高津区役所保健福祉センター所長
部会委員	病院局総務部長
部会委員	消防局警防部長
部会委員	教育委員会学校教育部長

新型インフルエンザ対策事務分掌

所 属	検討事項
総務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部の設置・運営に関する事。 ・ 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 ・ 新型インフルエンザに係る職員の服務等に関する事。 ・ 職員の時限的応援体制に関する事。 ・ 各局間の総合調整に関する事。
総合企画局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区役所業務の総合調整に関する事。
市民・こども局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ関連情報の広報に関する事。 ・ 福祉施設における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 ・ 新型インフルエンザに関する対策全般（医学的な情報収集、関係機関との調整等）に関する事。 ・ 抗インフルエンザウイルス剤等の確保 ・ 試験検査に関する事。 ・ 感染症に関する法令等の運用に関する事。 ・ 国、他の自治体との連絡調整に関する事。
区役所 (保健福祉センター)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉センターにおける対策の実施に関する事。
病院局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ感染者治療に係る市立病院の運営に関する事。 ・ 健康福祉局と連携した医療対策の実施に関する事。
消防局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザに関連した救急に関する事。
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。